

平成30年度 子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額表（1号認定）

階層 区分	定 義	幼稚園 認定こども園	
I	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	
II 1	市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	0	
II 2	市民税非課税世帯（上記以外の世帯）	2,500	
III 1	I 階層を除き、市民税が課税されている世帯。	59,500 円以下	5,200
III 2		59,501 円以上 77,100 円以下	9,800
IV 1	父母の市民税所得割を合算した額により、III 1～V 2 階層に区分。	77,101 円以上 144,900 円以下	16,000
IV 2		144,901 円以上 211,200 円以下	20,500
V 1		211,201 円以上 377,100 円以下	22,000
V 2	※均等割のみ課税の場合はIII 1 階層	377,101 円以上	23,400

- 平成30年4月～8月分の利用者負担額（保育料）は平成29年度市民税額、平成30年9月～平成31年3月分の利用者負担額は平成30年度市民税額に基づき決定します。  
また、海外での収入がある場合は、当該収入を含めて利用者負担額を算定します。  
市民税額や世帯構成等に変更があった場合は、翌月から利用者負担額が変更になることがありますので、至急、保育入所課へお知らせください。ただし、年度を遡っての利用者負担額の変更は行いません。
- 利用者負担額は、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の税額控除（調整控除を除く）を適用する前の市民税額により決定します。
- II 1階層のひとり親世帯等とは、母子・父子世帯または在宅障害児（者）のいる世帯です。
- 同一世帯から2人以上の小学校3年生以下の子供が、在学または認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所もしくは児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合、年齢の高いきょうだい等から数えて、第2子は上記の額の半額、第3子以降は無料となります。
- 上記4にかかわらず、市民税所得割合算額（以下「所得割合算額」といいます。）が一定額以下の多子世帯やひとり親世帯等の利用者負担額について、負担軽減が拡充されています。
  - 多子世帯の利用者負担額負担軽減の拡充について  
世帯の所得割合算額が77,101円未満の場合、第何子かを決定する際に算定対象となる子供の年齢制限等を撤廃し、最年長のきょうだい等から1人目と数え、第2子の利用者負担額は半額、第3子以降の利用者負担額は無料となります。  
また、市民税非課税世帯（上記表のII 2階層）の第2子について、利用者負担額を半額ではなく、無料とします。
  - ひとり親世帯等の利用者負担額負担軽減の拡充について  
ひとり親世帯等で所得割合算額が77,101円未満の場合、第何子かを決定する際に算定対象となる子供の年齢制限等を撤廃し、第1子の利用者負担額は半額、第2子以降の利用者負担額は無料となります。  
また、その場合における利用者負担額の上限額を3,000円とします。
- 祖父母と同居し、父母の年収が100万円に満たない場合は、祖父母（いずれか高い方）の市民税額を合算して利用者負担額を決定します。
- 私立幼稚園就園奨励助成金制度は利用できません。
- 上記金額以外に、園で定める上乗せ徴収・実費徴収が行われる場合があります。詳細は園にご確認ください。